

# ながさき

令和3年8月  
第77号

## 農委だより



### 《掲載記事》

- \* 琴海戸根地区農地の風景
- \* 農地違反転用防止月間
- \* 意見書への回答について
- \* 農地関係の手続きについて
- \* 農業委員会からのお知らせ
- \* 熱中症対策 他
- \* 農業者年金
- \* がんばる農家

### 【田植えの風景（琴海戸根地区）】

梅雨も中休みの6月の晴れた日の田植えの風景を撮影しました。農業者にとってはコロナ禍にあっても、毎年変わらない営みです。

秋の収穫の頃には、コロナウイルスの感染状況が少しでも落ち着いていることを切に願います。

編集・発行 長崎市農業委員会

〒850-0037 長崎市金屋町9-3（金屋町別館2階） Tel.095-820-6561 Fax.095-823-3452

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

## 毎年8月は農地違反転用防止強化月間です！

農地を転用するときは、農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地転用許可制度の目的

（※農地の転用とは、農地を農地以外にすることをいいます。）

#### ○ 農地は食料の安定供給の基盤です。

- ・食料の安定供給の基盤である優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するための制度です。

### 農地違反転用規制の厳格化

#### ○ 農地は無断では宅地等への転用はできません。

- ・農地を転用する行為は、許可（市街化区域内的の農地は「届出」）が必要です。
- ・農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は、一時転用許可が必要です。
- ・無断で行った場合は、原則許可はできません。

#### ○ 農地転用が許可制となっている理由は？

- ・優良な農地を確保し、農業生産力の維持や計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります。
- ・農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります。

#### ○ 農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

- ・県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。
- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人については1億円の罰金）に処せられることがあります。

### 農地違反転用の通報

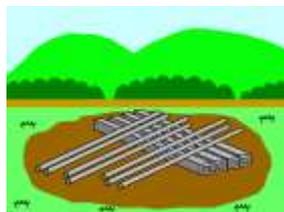
#### ○ 農地の違反転用を見つけたら、農業委員会か県に通報してください。

【連絡先】 県…長崎県農林部農山村振興課 農地農振班  
 電話 095-895-2976  
 市…長崎市農業委員会事務局  
 電話 095-820-6561

無断で次のような転用をしてはいけません！！



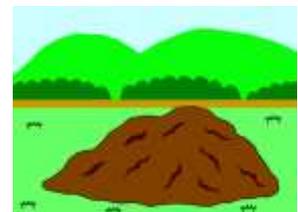
住宅



資材置場



駐車場



土捨て場

## 令和2年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

令和2年11月に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、長崎市より回答がありました。主なものについては次の通りです。

### 【意見書項目及び回答(抜粋)】

#### 1 担い手への農地利用の集積・集約化

- (1) 地域外の担い手や・農業法人など多様な担い手への集積・集約についての対策を検討してほしい  
→ 現在進めている「人・農地プラン」の実質化において、地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する方針を定め、将来的には基盤整備等の実施により、多様な担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みを進めたい
- (2) 貸し手と受け手の情報の集約について、関係機関それぞれが把握している借り手の情報を集約したデータを作成してほしい  
→ 関係機関で構成される農地中間管理事業推進チーム会において貸付・借受希望者の情報共有を密にしながら、農地中間管理事業の加速化を図りたい
- (3) 農地中間管理事業を知らない農業者がまだ多いため、当該事業が浸透するような効果的な広報を行ってほしい  
→ 人・農地プランの実質化の会議等を通じて、本事業に対する農業者の理解が深まるように努める

#### 2 遊休農地の発生防止・解消

- (1) 農地中間管理事業の利用促進のための各地区への職員の配置など、機構の体制強化について要望してほしい  
→ 事業促進のため、長崎県の中間管理機構（長崎県農業振興公社）から業務の一部を受託して事業を実施している長崎市地産地消振興公社への委託料の予算拡充の要望を行っている
- (2) 農地の保護・保全や、防災、環境保全のための木質バイオマスシステムの構築について取り組んでほしい  
→ 木質バイオマスシステムを構築するためには、一定量のバイオマス材を継続的に供給する必要があり、早期の実現は難しいが、引き続き森林資源の有効活用に努めたい

#### 3 新規参入の促進・担い手の確保

- (1) 6次産業化の推進や、ブランド化など農業所得向上への取組みについて検討してほしい  
→ 現在でも、びわやゆうこう等の新たな加工品開発の支援や、「なつたより」の拡大、それに次ぐ品種の開発・検討、水稲防除用の農業用ドローンの購入などへの支援などを行っており、今後も県など関係機関と連携を図りながら、新たな取り組みを検討したい
- (2) 農業を目的とした移住の支援及びPRを充実してほしい  
→ 移住者への就農促進を図るために有効と考えるグリーンツーリズムを推進していく中で、本市農業の特徴である、施設園芸による農業の魅力をPRしながら、農業を目的とした移住につなげていけるような取り組みを進めたい
- (3) 担い手に対する支援について、過去に実施した簡易ハウスに対する補助制度を復活してほしい  
→ JA等と連携し、設置を推進するための方策を検討していきたい

#### 4 有害鳥獣対策

- (1) 抜本的な捕獲対策及び猟友会の活性化に対する支援について検討してほしい  
→ 被害の相談内容も多様化しているため、効果的な対策を検討しながら取り組む 猟友会活動の支援については、わな猟等取得免許の助成を継続するとともに、持続可能な組織にいくために猟友会と協議を進める
- (2) 有害鳥獣による農地への被害に対する補助の創設について検討してほしい  
→ イノシシ等による農地への被害の復旧については、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度が活用可能である
- (3) わな等の貸与手続きについて、継続申請については、手続きの簡素化について検討してほしい  
→ 箱罟の貸与については、貸与を行っている長崎市有害鳥獣対策協議会において、手続きの簡素化について協議していきたい

#### 5 基盤整備

- (1) 事業採択要件の緩和についての要望及び市独自の小規模な基盤整備事業の実現に向けた検討・推進をお願いしたい  
→ 国及び市独自の整備事業どちらも既存のメニューで小規模整備は可能であり、各地域に適した整備手法を明確にして検討していきたい
- (2) 農道の整備について、常時の要望はもちろん、災害復旧に対する案件は、緊急に対応してほしい  
→ 農林振興課に要望していただければ、各総合事務所地域整備課で対応するが、災害復旧については営農活動に支障がないようできる限り早急に対応していく

## 農地関係の手続きについて ～主なものをご説明します～

## ■ 耕作目的での権利移動（農地法第3条）

【農地法第3条の許可とは…】個人または農地所有適格法人が、市内の農地等を耕作の目的で所有権を移転したり、賃借権、使用貸借等を設定する場合、農業委員会の許可が必要です。

## 【許可の要件】

- 農地法第3条は、以下にの要件を満たすことが必要です。
  - ① 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利を有している農地及び許可申請に係る全ての農地について効率的に利用して耕作を行うこと
  - ② 法人の場合は農地所有適格法人であること
  - ③ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すること
  - ④ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の取得後の合計農地面積が下限面積を下回らないこと
  - ⑤ 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこと
- ※このほかにも、許可できない場合や、例外的に許可できる場合等があります。詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。

## ■ 農地の相続等の届出（農地法第3条の3）

## 【農地法第3条の3の規定による届け出とは…】

- 相続や時効取得などにより長崎市内の農地の権利を取得した場合、概ね 10 ヶ月以内に長崎市農業委員会に届出が必要です。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、10 万円以下の過料に処せられることがあります。

## ■ 農地転用（農地法第4条・第5条）

【農地転用とは…】農地等を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等、農地以外の用途に転用することです。

【許可を必要とする「農地等」とは…】田、畑、樹園地、採草放牧地等が含まれます。農地であるかどうかの判断は現況によって農業委員会が行います。

## 【農地転用の方法】

- 農地転用許可 … 市街化区域外の農地の転用は、許可が必要です。
- 農地転用届出 … 市街化区域内の農地の転用は、届出が必要です。
- 農地法第4条の農地転用 … 権利移動（所有権移転、賃貸借設定等）を伴わない転用  
例：自己所有農地（の一部）を駐車場にする、家を建てる、場合など
- 農地法第5条の農地転用 … 権利移動を伴う転用  
例：買主が家を建てる・資材置き場にするなどの目的で自己所有農地を売る、場合など  
（具体的な利用計画が必要です）

## ■ 非農地通知にかかる申出

## 【業務内容】

- 農業委員会が毎年実施している、農地の利用状況調査において、森林の様相を呈する等の場合、農業委員会の議決により、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行った土地に対し非農地通知を发出します。
- この非農地通知は、順次調査が完了した箇所から发出しますが、農地所有者等からの非農地通知の申出があった場合、以下の基準を満たすものについて通知を发出します。

## 《自然荒廃による非農地の基準》

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（森林の様相を呈しており、進入路の荒廃等により立入困難な農地で、草刈り機等の農業用機械による作業では再生できない農地）であって、基盤整備等が計画されていない土地で、次のいずれかに該当するもの。

- ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- イ ア以外の場合であっても、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

## ～ 農業委員会からのお知らせ ～

### ● 農業委員会活動について

長崎市農業委員会では、農林水産省からの通知に基づき、前年度の活動の点検・評価を行い、それを踏まえて当年度の活動目標及び活動計画を策定し、活動を行っています。令和2年度の活動の点検・評価と令和3年度の活動目標及び計画については、ホームページで公開していますので、詳しくはホームページをご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/370000/379007>  
または、長崎市のホームページから「農業委員会からのお知らせ」で検索

農業委員会からのお知らせ

🔍 検索

## ～ 農地中間管理機構（農地バンク）を活用しましょう ～

### ● 農地中間管理機構（農地バンク）について

農地を貸したい人から借り受け、農地を必要とする人に転貸する農地中間管理事業（農地バンク事業）を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関で、長崎県では、（公財）長崎県農業振興公社が指定を受けています。長崎市内における農地バンク事業の一部については、農地バンクから委託を受けて（一財）長崎市地産地消振興公社が行っています。

### ● なぜ農地中間管理機構（農地バンク）が必要なのか？

#### ◆ 出し手（農地所有者）のメリット ◆

#### 1 公的機関だから安心

貸し付けた農地はしっかりとした選定基準の下、意欲ある地域の担い手へ転貸されます。賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。

#### 2 農地は返却されます

農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。（希望に応じて契約の延長も可能です。）

#### 3 受け手とマッチングします

万が一受け手が耕作できなくなった場合、農地バンクが新しい受け手を探します。

#### 4 税金の優遇措置が適用されます

所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額になります。

#### ◆ 受け手（借り手）のメリット ◆

#### 5 賃料支払いや契約事務が楽に！

複数の地権者から農地を借りる場合も契約や賃料の支払い先は農地バンクのみです。賃料は農地バンクから確実に出し手へ振り込まれます。

#### 6 農地の集約化をサポートします

地域の話合いに基づき、分散した農地を交換してまとめます。

#### ◆ 地域のメリット ◆

#### 7 協力金が支払われます

まとまって農地を貸した地域には、要件を満たせば協力金が交付されます。

#### 8 農地の条件整備ができます

条件が合えば、最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

### ● 農地中間管理事業の概要については・・・

長崎県農業振興公社のホームページで確認できます。（借り手の情報が公開されています。）

お問合せは、長崎市地産地消振興公社（電話：095-892-2824）へ

## 農作業中の熱中症に注意！

夏場の猛暑による、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

### 夏の農作業で心がけること

- ① 日中の気温の高い時間帯を外しての作業
- ② 作業前・作業中の水分・塩分補給、こまめな休憩（20分おき等）
- ③ 熱中症予防グッズを活用（帽子・吸汗速乾性素材の衣服の着用、屋内での送風機・スポットクーラーなど）
- ④ 単独作業を避ける（作業は2人以上で行うか、時間を決めて声かけを行う）
- ⑤ 高温多湿の環境を避ける（暑さ指数（WBGT）計、温度計・湿度計で作業環境を確認）

### 熱中症が疑われる場合の処置

#### 症状

- ・手足がしびれる、冷たい
- ・めまい、吐き気がする
- ・ズキンズキンとする頭痛がある
- ・汗をかかない、体が熱い
- ・意識の障害がある
- ・体がだるい まっすぐ歩けない

#### 応急処置

- ・日陰などの涼しい環境へ避難する
- ・服をゆるめて風通しをよくする
- ・水をかけたり、あおいだりして体を冷やす
- ・水分・塩分の補給

症状が重い場合はすぐに病院へ！

## 人・農地プランの実質化の推進について

- 市内 26 集落のうち 17 集落においては、令和 2 年度までに実質化された人・農地プランの策定が終わりました。コロナウイルス感染拡大の影響により集落会議ができなかった残りの 9 集落については、令和 3 年度中に順次策定される予定です。
- 人・農地プランの実質化の推進のために、集落での話し合いに先立ち、農業委員会では、「まず、動いてみよう」ということで、それぞれの地域において農業委員・農地利用最適化推進委員が集まって話し合いをし、まず 1 か所、将来に残すべきと考える優良な農地が連坦した地区を選び、農地所有者の利用意向を確認し、担い手へ集積・集約化するという活動に取り組むこととしています。

【東長崎地区における今後の取り組み方等についての委員の協議の様子】



集落での活動に皆様のご参加  
・ご協力をお願いします！

今後は、実質化された人・農地プランの実現に向けて、集落での話し合いや、現地活動など、実際に

「地域で動いていく」

こととなります。  
そのための第一歩として、農業委員会委員が集まり、話し合いを行いました。

## 農業者年金に加入しましょう！

- あなたの老後生活の備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。  
経営者だけではなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

### 農業者年金

には…

国民年金  
第1号  
被保険者

国民年金保険料  
納付免除者を除く。

年間60日以上  
農業に従事

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

### 農業者年金のメリット

は…



- 積み立て方式で安心です。
- 加入・脱退・再加入も自由にできます。  
(途中でやめてもそれまでに積み立てた保険料は将来年金として支払有り。)
- 保険料は全額社会保険料控除となります。
- 保険料は加入者が自由に選択でき、いつでも変更可能です。  
(保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で選択可能)
- 農業の担い手には保険料補助があります。  
(国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、  
・39歳までに加入 ・農業所得が900万円以下 ・認定農業者で青色申告者  
を満たせば受けられます。)
- 終身年金で、80歳までの死亡一時金有り。

農業者年金のお問い合わせは、農業委員会(095-820-6561)または最寄りの農協まで。  
※農業者年金のことをもっと知りたいかたは、農業者年金基金のホームページをご覧ください。  
《農業者年金基金ホームページ：<http://www.nounen.go.jp/>》

# がんばる農家 愉快的仲間たち Vol.21

このコーナーでは、頑張っておられる農家の方をご紹介します。

今回は、琴海戸根町で農業を始められた古賀直幸さん、幸菜さんご夫妻です。

育苗中のイチゴの前で♪ ~笑顔が素敵です



古賀さんご夫妻は、農地中間管理事業で借り受けた琴海戸根町の農地で、イチゴの栽培を始められました。

直幸さんが就農準備をしながら働きに出られている間に、幸菜さんが約2年間の新規就農研修と農家での実地研修を受け、独立就農に向けての準備を整えてこられました。

子育てにも忙しいお二人ですが、これからの活躍が期待されます。

もうすぐハウスも完成です！



↑ 直幸さんは元々別の仕事をされていましたが、単身赴任で家族と離ればなれで暮らされてる時に、東日本大震災がきっかけで家族の絆について改めて考えるようになり、ふるさとである長崎に帰って家族揃って生活することに決められたそうです。

← 現在、30aの畑で2万4千本のイチゴの苗を育てておられ、一つ一つの作業が大変だそうです。近隣には、もうすぐハウスも建つ予定です。将来は、出荷できない作物の6次産業化や海外への輸出など、農業で働く人の収入が増えるような方策を考えていきたいとのこと。お忙しい中ありがとうございました。

**全国農業新聞を  
ご購入ください！**

- ◇ 農業・農政の動きを分かりやすく解説！
- ◇ 先進技術・新製品・新品種をいち早く紹介！
- ◇ 暮らしと経営に役立つ情報がいっぱい！

**毎週金曜日発行  
月額七百元**

- ※お申込みは、地域の農業委員
- ・農地利用最適化推進委員か
- 農業委員会事務局へ



農業者の視点でお届けします！

【編集後記】

新型コロナ感染症の流行が始ま  
って早くも1年経ちました。先  
全く見えない状況で、今年も  
も少し早くは、ワクチン接種が  
少くも早くは、ワクチン接種が  
ましまし、早くも1年経ちました。  
全くと見えない状況で、今年も  
すすむ。早くも1年経ちました。

編集委員